

交通安全教育のポイント(幼児編)

幼児(6歳未満)の交通安全教育について、考えてみましょう。交通安全教育は本当に身近な教育であり、生涯にわたって大事な教育です。

幼児に対する交通安全教育は、当然のことながら幼児が道路を通行する際の安全を確保するばかりではなく、将来の様々な形で道路を通行するときに必要な、安全に道路を通行しようとする意識を養うためにも必要不可欠になっています。

はじめに

保護者のみなさん…こんな事ご存じですか？

「保護責任者の義務」(ひとり歩きさせてはならない)

幼児は、どう行動したらいいのかなど思慮判断に乏しく、交通事故の被害に遭いやすいことから、道路交通法の第14条では、幼児等の保護責任者は、交通頻繁な道路、踏切、踏切の付近で幼児を遊ばせたり、ひとり歩きさせてはならないと、定められています。

「大人は身近な、お手本」

幼児の交通安全教育は、日常的に幼児に接する機会の多い大人が責任を負わなければなりません。

保護者は、子ども(幼児)にとって本当に身近な手本です。

保護者が正しい交通安全行動をとる事が、幼児の一番の交通安全教育といっても過言ではありません。

外出時から、交通安全教育のはじまり…はじまり

当然ですが、外へ出れば交通安全教育の材料がいっぱいです。

道・信号・横断歩道そして標識などです。

■子どもの目の高さに合わせて、具体的にわかりやすく説明してあげましょう。

○道は、どっちを歩くの。

○信号は何色。

○信号の意味。

- 赤は…必ずとまって、青まで待ちます。

待つときは、車にひっかけられないように一歩さがって待ちます。

- 黄は…とまります。

わたっている途中で黄色にかわった時は、まわりを見ながら少し急いで渡ります。

- 青は…わたってもいいよという合図ですが、右・左をよく見てわたります。

○まるい信号と四角い信号どちらを見ればいいの。

「四角い信号機は、歩く人のための信号よ。」

「あれれ、四角の信号機に黄色がないぞ。」

「あ、青色のチカチカが黄色信号なんだね。」

「四角い信号も、約束は丸い信号と同じだよ。」

■道のわたり方

信号機や横断歩道のあるところを渡ります。

- まわりを確認… 「右・左・前・うしろ、車や自転車がきてないか、よくみます。」
- 子どもの事故で一番多いのは、飛び出しです。
- 車と車の間からの横断は絶対ダメ。
- 近づいてくる車があるときは、通りすぎるまで待つ。
- 横断禁止場所では絶対に渡らない。

絶対に飛び出さないように言い聞かせましょう。

■これくらいの標識の意味は、教えておきたいものです。

赤の標識

		
一度とまって右・左	ここから道をわたってはダメ	人も車もおれないよ

青の標識

		
一方通行	横断歩道があります	人と自転車だけとおれます

■ 幼児を乗せた自転車事故(幼児を自転車事故から守りましょう)

幼児を乗せた自転車事故での幼児のケガは、ほとんどが頭に集中しています。保護者の少しの注意で子どものケガの大半は防げます。今すぐできる安全対策として、次のことを守りましょう。

- 幼児を乗せたら、ハンドルから絶対手を離さない。
- 子どもは最後に乗せ、最初に降ろす。
- 交通法規や交通マナーを守る。
- 安全な自転車を利用する。
- ヘルメットを被らせる。
- 自転車損害賠償保険に加入する。(大阪府では、大阪府自転車条例により平成28年7月1日より自転車保険加入が義務化されています。)